

令和6年3月12日

第3回男女共同参画推進部会

午後6時開会

○人権・男女共同参画課長 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回世田谷区男女共同参画推進部会を開催いたします。本日は、悪天候の中、お越しいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。

○生活文化政策部長 皆さん、こんばんは。大変な雨の中、お集まりいただき本当にありがとうございます。日頃より、世田谷区の男女共同参画並びに多文化共生の施策に御理解、御協力いただきまして、まずもって御礼申し上げます。この部会においては、毎回忌憚のない貴重な御意見をいただいております、本当にありがとうございます。本日の部会においても、同じく様々御意見をいただければと思っております。

本日の次第なんですけれども、協議事項1点、報告事項2件を予定しております。

1点目は、次期プラン策定に向けた区民意識・実態調査についてでございます。

2点目は、条例に基づく苦情の申立てがございましたので、その処理状況について御報告をするものでございます。

3点目は、毎回でございますけれども、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況（進捗状況）を御報告させていただく流れになってございます。どうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、御挨拶と代えさせていただきます。

○人権・男女共同参画課長 それでは、会議開催に際しまして、3点、お知らせがございます。この部会は、傍聴を認め、公開で行います。部会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記業者が入りまして録音させていただいております。また、内部の記録用として写真撮影をさせていただきます。以上、3点につきまして御了承くださいますようお願いいたします。

また、部会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、本日は、委員9名中、現在7名の方に御出席をいただいております。過半数御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

次に、議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

机の上の資料を御確認いただきたいのですが、まず次第がございまして、おめくりいただきまして、資料1、男女共同参画に関する区民意識実態調査の実施について、資料1-1、（仮称）第三次男女共同参画プラン策定に向けて、資料1-2「男女共同参画に関する

る区民意識・実態調査」設問比較表になります。資料1－3、同じく「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」設問一覧、令和6年度（案）になります。資料2といたしまして、令和5年度の苦情申立て等の処理状況について、資料3、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況、参考資料といたしまして、情報誌らぷらす87号をつけさせていただいております。足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第の2、議事に移りたいと思います。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 皆様、大変足場が悪いところ、おいでいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、次第に入らせていただきますが、先ほど御説明いただいておりますように、本日は協議事項1件と報告事項2件です。(1)の協議事項が主な議題になっておりますので、そこに時間を取る予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、次第の2の議事、協議事項(1)男女共同参画に関する区民意識・実態調査についてに入っていきます。

それでは、御説明、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 それでは私から、資料1、資料1－3の御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございますけれども、こちらは令和9年度からの次期プランの基礎資料となります男女共同参画に関する区民意識・実態調査についての概要案でございます。前回の調査と大きく変更した点につきましては、2－(1)調査方法です。こちらなんですけれども、前は調査用紙を郵送で送付しておりまして、郵送で返していただくものであったものに対して、今回考えてございますのは、調査用紙に二次元コードなどをおつけしまして、郵送あるいはウェブのどちらでも回答できるようにするといった点、また、2－(2)の調査対象としまして、成人年齢の引下げ等を考慮しまして、18歳以上をその対象とするといった点でございます。

続きまして、3の調査設問は、この後の資料でまた補足をさせていただきますが、経年比較を基本としている調査ですので、今回は削除項目は設けず、大きく設問を修正するところを1つ、また、新たに追加する設問として、例えば男性の生きづらさについてですとか、この間のコロナ禍を経た社会変容の状況、また、新たに策定された区の基本計画の分野別政策の成果指標、内容を問う設問ですとか、区政全般におけるジェンダーの視点を推進させるといった観点から、ジェンダー主流化についての設問を追加したいと考えており

ます。

続きまして、資料1-1を御覧ください。資料1-1は次期プランの策定に向けての全体スケジュールをお示しさせていただいております。各種調査につきましては、冒頭申し上げましたけれども、男女共同参画に関する区民意識・実態調査を皮切りにしまして、令和7年度に企業の実態調査、そして、令和8年度には両調査を踏まえながら計画を策定していくことを考えております。令和9年のスタートを予定しております、その全体像を示した資料となっております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。A3の資料になっていまして、少し細かい資料になってございますが、こちらは今回の実施案と、5年に1回実施しているんですが、過去2回の調査内容をまとめた資料でございます。こちらも参考に見ていただければと思います。

続きまして、資料1-3ですが、本日はこちらの資料を御確認いただきながら御意見を伺えればと考えております。こちらは今回の設問案、回答案だけを出して抜き出した資料となっております。私からまず補足としまして、今回入れた軽微な修正も含めまして、資料1-3を使いながら、上から説明させていただきます。

まず、1ページ目のF2の年齢は、18歳～24歳と年齢のところを変えてございます。

続きまして、問4は合計特殊出生率のところを変更してございます。

次のページに行ってください、2ページ目、問16になります。こちらの項目5【介護について】は回答欄に修正を加えています。今は様々な家族形態がございますので、この色を変えてあるところ。例えば兄弟姉妹ですとか、4の息子・娘の配偶者ですとか、お孫さんですとか、そういった項目を新たに追加しております。

続きまして、3ページを御覧ください。【DV（ドメスティック・バイオレンス）】の問20ですね。こちらでも軽微な修正なんですけど、回答欄の修正、11の外出先を制限する、封書やメールを無断で見るというところ、前回の調査では外出先をチェックする、封書やメールを無断で見るとか確認するという表現だったんですが、それを、軽微な修正ですが、「制限」と変えてございます。

続きまして、項目7【社会参加】では、問24「あなたは、『男女共同参画センター“らぷらす”』をご存知ですか」の回答欄の1、「利用したことがある」だけだったものを、「知っていて、利用したこともある」というふうに「知っていて」を追加してございます。

問25は漢字の軽微な間違いですので、回答欄の4の「情報紙」を「情報誌」に正しい漢字に修正しています。

続きまして、おめくりいただきまして、問32です。この間、ワーク・ライフ・バランスという面ではいろいろな働き方も出てきましたので、回答欄の10に「在宅勤務等の多様な働き方の推進」という項目を入れさせていただいております。

項目10【防災について】、問33です。こちらでも軽微なのですが、「東日本大震災を経て」から「近年、頻発化する震災を経て」という表現に変えております。

次からが主に新しいところなんですけれども、項目11【男性の生きづらさについて】を新しく入れさせていただきました。こちらは、内閣府の骨太の方針でも「男性の望まない孤独及び孤立の解消を図っていく必要がある」と明記されたところもあり、また、らぶらすの男性相談も増加傾向にあることから、この項目を入れさせていただいております。これを問34、問34-1、問34-2、問34-3として入れさせていただいております。

項目12【性的マイノリティ（性的少数者）】です。問37は、経年、経年となっておりますが、ちょっと御意見いただきたいところではあるんですが、前回調査回答欄の「性のあり方を個人の趣味・嗜好によるものである」の「趣味・嗜好」というワードに非常に配慮がないといった御意見もいただきましたので、何か別の表現ですとかの御意見もいただければ幸いです。

問38ですが、前は「あなたは、性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか」といった聞き方をしておりますが、今回の調査では、それをより深掘りしまして「あなたは、性的マイノリティの方々暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか」といった聞き方に修正しています。

問39です。問39はファミリーシップの宣誓も追加されたので、そちらも追記しているところです。

続きまして、5ページ目、最後のページでございますけれども、こちらは【新型コロナウイルス感染症の影響による行動変化】で、気をつけたのが、回答項目について、ポジティブ、ネガティブ、できるだけ偏った表現によらないような回答項目を考えて、この設問を設けてございます。

続きまして、項目14、15に関しましては、区の基本計画で確認したい成果指標、また、項目15は区のジェンダー施策の推進をしていく上で確認したい事項を追記してございます。

私からの説明は以上となりますが、この調査全般を含めまして、様々な意見を頂戴しまして、今後ブラッシュアップしていきたいと考えておりますので、様々な闊達な御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、今の御説明についての御質問、御意見をいただいきたいと思いますが、本日の獲得する目標は、細かい文章表現を御指摘いただいても結構なんです、それについてはたしかもう1回ありましたよね。

○事務局 はい。

○部会長 最終的にこの文章表現でいいかどうかのチェックの可能性はあるので、今日は、項目を変更するとか、追加するとか、主にそういう大きなところに関して御意見をいただいて、本日決定したいということよろしいでしょうか。そういう方向でのディスカッション、ちょっと長い時間ですけれども、行いたいと思います。

ディスカッションに入ります前に、御説明に関して質問とか、ここはどういう意味ですかとか、何かありましたらお願いいたします。

確認しますと、従来のものを修正はするけれども、削除するものはない。

○事務局 ないです。

○部会長 追加があるんですね。

○事務局 はい。

○部会長 その追加でいいかですね。増えているけれども、追加するのは別に問題ないんですね。増えると調査が難しいというのがあるので。

○事務局 回答率のことも考えまして、そこもいろいろ勘案したんですが、今回の調査はウェブと両方でやることから、回答率は担保できるのではないかと考えています。

○部会長 ウェブの回答ができるので、ちょっと増えても回収率は大丈夫ではないかと。あまり長いと、皆さん、嫌になってしまって、返してくれないことがあるので、社会調査には適切な限度があるんですね。4問かな、何問か足していますけれども、追加、増やすという形での原案でございます。

いかがでしょうか。何に関してでもいいですけれども、ご質問などありましたらまずお受けしたいと思います。

○委員 調査方法についてなんですけれども、QRコードでウェブによる回答というのは、スマートフォンでQRコードを読み取ると回答欄が表れて、記入していくというやり方でしょうか。その設計とかも業者にお任せするのでしょうか。

○事務局 これからまた業者と詰めるところではあるんですが、やはりスマートフォンでやることによって、アンケートのしやすさですとか、その辺はかなり向上すると思っていますし、あと考えていますのは、例えば時間がなくなり、途中で回答できなくなっても、そこで保存されて、またそこから再スタートできる仕様というのも考えていきたいなと思っています。

○委員 それは、既にシステムがあるのではなくて、業者と相談してということですか。

○事務局 さようございます。

○部会長 今、調査方法についての御質問が出ました。この話は前も1回していると思いますけれども、この方向で行くということで本日の原案は出てきております。2通りの回答方法、従来どおり回答をそのまま郵送で返送する場合とQRコードをアプリで写して、開けると出てきて、画面を見ながら押しながら回答できるという2通りだそうですが、今の点、いかがですか。ほかのことも結構です。こちらにしていいたいということで前にたしか御意見をいただいたんですよね、そのほうが便利ではないかということで。前は、若い方だとウェブでやっていたけれども、その場合、全然調査方法違うので、一緒にできないんですよね。大抵業者の持っているパネルでやってしまい、ランダムサンプリングしない形でやりますので、そうすると、傾向は分かっても、ほかのものと一緒に足していくのはちょっと無理だと。今度の場合は、回答方法が違うだけでするのでできるということですね。

○生活文化政策部長 案をつくったときに、フレッシュな目で改めて見なければいけないなと思ったんですね。例えば3ページ目の問16は回答欄を修正したんです。前のときの回答欄は、配偶者、娘、息子、息子の妻だったのが、今はあまりそういう言い方はしないほうがいいのではないかなど。職員はどうしても入り込んでやっているもので、なかなか偏った回答になっていたり、現在は、息子・娘の配偶者、孫であったり、パートナーという言葉を入れたりして、回答欄も含めて御意見をいただければと。私どもの見方がよろしくないようなところは、御忌憚のない御意見をいただければと思っています。当然、性的マイノリティなどもいろいろ考えてはいるんですけれども、一步も二歩も足りないよ、ということもあるかもしれませんし、多面的に見ていただいたほうが良いと思っています。

○部会長 フェースシートのF3-1、F4辺りも「パートナー」という言葉を入れるという修正ですよね。それでよいかどうかというところですね。

○生活文化政策部長 そういうことも含めて、我々もこの後また見ていきますけれども、

一緒に並行しながら委員の皆さんの御意見もいただければなと思っております。

○部会長 選択肢を修正しているところがある、現状に合わせるという形ですね。前よりもより答えやすくなっているのではないかというところですね。

今あった問16についてはいかがでしょうか。確かに息子と息子の妻があるのに、娘と娘の夫がないというのも……。

○部会長 世田谷は長谷川町子さんの町なので、何でマスオさんの形の家族がないんですかということになりますので、そのほうがいいかもしれません。

○委員 今おっしゃっていただいたので、狙いは分かっているつもりなんですけど、そうだとすると、4の息子・娘の配偶者として、息子と娘は一緒にしないほうがいいと思います。

○部会長 分けたほうがいいですか。

○委員 ええ、分けたほうがいいと思います。かなり意味合いが。

○部会長 分析するときに分けたほうが意味がありますか。

○委員 細かくなり過ぎるという問題はあって、そこは考えなければいけないんですが、少なくともその選択肢だけを見ると、息子の配偶者と娘の配偶者では大分意味合いが違う気がしますので。

○部会長 分析するとき役に立つ観点でしょうか。

○生活文化政策部長 そうです。そういう観点が必要だと思います。

○部会長 今の点、いかがでしょうか。皆さんもそう思いますか。もし余裕があるのだったら、ここはちゃんと分けたほうが意味があるそうですので、よろしくお願いします。

○生活文化政策部長 1個1個見ていくと切りがないとは思いますが、気がつくところでいいですから、ご意見を頂戴できればと思います。

○部会長 選択肢は、より現実に合わせやすい、つまり回答者が、私、どこに丸をつけていいか、分からないよというようにならないような、ここだと分かるような選択肢になっていないと困るんですね。

○委員 ちょっと気になったところで、4ページ目の項目11、追加【男性の生きづらさについて】の質問なんですけれども、「女性から見ると」とか「男性だからといった固定観念やプレッシャー」と言っているんですが、実は項目1のF1で「あなたの性別（性自認）は？」と3種類聞いているんですね。そこでは「その他」が消えてしまって、男性か、女性かだけの回答になっているんですね。そこがちょっと気になりました。

○事務局 なるほど、ありがとうございます。

○部会長 そうしたら、ここを直したほうがいいかもしれませんね。あなたが男性の場合という形で最初に出して「男性だからといった固定観念やプレッシャーにより、生きづらさを感じることはありますか？」とあります。あるいは、あなたが男性ではない場合ということでもいいですか。「その他」と「女性」を一緒にしてはまずいですか。

○生活文化政策部長 でも、そういうことなんですよ。

○部会長 そうした場合、男性の生きづらさというのは、男性でなくても、あなたはあると思っていますかと。こういう場合、どうしたらいいんでしょう。分けるのは難しいですか。人それぞれが自分の性別はこちらだということで、自分は生きづらさ感じているので丸をつけるか、自分は男性ではないから分からない、でも、見ていて、こうだよというふうに思って丸をつけるというのを同じ設問で聞きたい場合、こういう聞き方にならざるを得ないということでおつくりいただいているんですね。

○委員 丁寧にやるなら、問34の枝葉でやる。つまり男性であっても、自分は感じていないけれども、世の中の男性の多くはあるのではないかという答え方も十分あり得ますので、自分自身が男性であって、自分が感じているということと、一般論として男性の生きづらさはあるよと考えるかどうかは別なので……。

○部会長 枝葉の①で、あなたが男性場合、以下の問いにお答えくださいと自分が感じている気持ちを並べて次へ行ってください、それ以外の方は②で……。

○生活文化政策部長 自分自身を客観的に見てということですね。

○委員 一般論を先に出したほうがいいかもしれません。言われているけれども、あると思いますか。

○部会長 一般的に世の中であると思いますか、その枝番で男性の方は以下の問いにもお答えください、それ以外の方は次に飛んでくださいという感じ。

○委員 丁寧につくればそうなりますけれども、あまりそれをやっている、と、どんどん設問が増えてくるので。

○生活文化政策部長 ただ、そういう視点は、我々が作り込んでいく中でだんだん漏れてきてしまって、見失うことがいっぱいある。

○部会長 途端に答えにくくなって、何を聞かれているのかとならないように、被調査者がずっと読めるような、何を聞かれているか、分かるような調査票であることがまず第一なんですよ。だって、そうしないと回答の意味がなくなるから。どう解釈して回答してい

るのか、分からなくなってしまうたら全然駄目。

○生活文化政策部長 少なくとも自分が答えたいことが回答欄にないというのは避けなければいけないと思っています。

○部会長 そうです。大抵、最後のところにその他を置いておいて、自分で書いてくださいとやれば何とかできるし、やったほうがいいことはいいんですが、できれば落とし込んで、分析できますので。そうしないと、自由記述がだつと並ぶことになるので、分析しにくくなってしまいます。ここのつくり込みはもうちょっと必要かもしれません。でも、今の御意見ですけれども、男性の生きづらさについての設問を増やすことは問題ないと思ってよろしいでしょうか。皆様も、その点、男性の生きづらさについての設問を1つつくりたいという御希望ですけれども、よろしいですか。問34には、そのほかにも枝番が3つもあるんですね。

○委員 さっきの【介護について】の間16の回答の部分なんですけれども、縦型の大きい資料の2ページ……。

○生活文化政策部長 下から2段目ですね。

○委員 実は私たち、これと同じようなことをやったことがあるものですから。私が今ちょっと気になっているのは、横になったときはあまり目立たないんですけれども、縦の列だと、配偶者の次に娘が来ます。それから息子が来て。そうすると、その次は息子・娘の配偶者なのに、ここはどうして娘が先なのか。そのあたりのことなんです。

○生活文化政策部長 非常に細かい部分ですね。

○委員 どう言ったらいいのかな。

○部会長 ほかのところもみんな女性が先になっていけばいいんですけども、介護だけそこが出るということは、要するに女の子に介護を任せようというようなニュアンスが見えてしまうのではないだろうかという不安ですね。

○委員 だから、まず1つは、子どもなのかどうかとか、同居していた子どもなのかどうかとか、そのような具合だと思うんですけれども、日本的なんだと思うんです。アメリカだと、配偶者とか娘、息子というのは出てこないんです。友人が一番最初に来る。私たちがやったときも、そこで、えっ？と思ったし、違うんだと思いました。もう20年ぐらい前の話ですから、今はどうか分かりません。どこまでどうするかということで、表現を、順番をどうするかとかあったものですから、ちょっと気になりました。

○部会長 今回の修正では「パートナー」になっていますが、パートナーを増やすのも修

正だったんですね。その点です。恐らくこういう設問は標準的なものがあると思うんですよ。内閣府や何かの調査で誰に介護してもらいたいとかいうとき、どんな選択肢になっているかを御覧になって、比較可能な形でお手本に使うのが妥当だと思うんですが、それが変だったらやめたほうがいいですよ。そうしたら、もっといいのを使ったほうがいいですよ。世田谷はそんな変な調査はしないぞとなると思う。

○委員 世田谷は今そういう方向を向いていないと思うんです。内閣府の向いている方向と違うと私は思っているんです。だから、なかなかやりづらいだろうな。やりづらいという言葉はよくないけれども、つくりづらいだろうなというのは感じていますが、孫とパートナーが入ったのは私も賛成で、いいと思います。だから、娘、息子なのか、息子、娘なのか。孫と入れるなら、子どもでもいいかなと思っております。

○部会長 息子・娘の配偶者を一緒にするのか、息子の配偶者というのは……。

○委員 「パートナー」を入れるのであれば「配偶者」の次ではないですか。なぜ「孫」の次なのかしら。

○部会長 1、配偶者、2、パートナー、3、娘ないし息子、あるいは娘と息子を別にする、それぞれの配偶者を別にするとかとやっていると大変だし、考えてしまいますね。ただ、基本的には家父長制だと、息子の嫁が第一の介護担当者みたいなイメージでいましたから、そこは分けたほうがいいのかもしれないです。働いていようが、働いてなかろうが、娘が介護要員で動員されることはよくあるんですけれども、娘の配偶者に行くことはほとんどない。夫までには来ないにもかかわらず、息子の嫁さんは、その人が働いていようが、働いてなかろうが介護要員として最初から期待されていて、何、仕事なんかしているの、早く辞めて、介護しなさいなんていうのは田舎ではいっぱいあるというのが現状です。現状ですけれども、いいかは分かりませんので、そのあたりの区別をしたほうが現状は分かるかもしれませんね。世田谷にはもうそんなにないかもしれないんですけれども、我々の世代は確かにそうでした。しかも、嫁さんには相続権がないんですよ、息子にはあっても。だけれども、第一の介護要員とされていて、実際に親が亡くなると、実の娘たちや息子たちがどさっと集まってきて、みんな持って行ってしまい、嫁さんは何にももらえないという話が山ほど出ていたような記憶がございます。そんなことを言い出したらいっぱいありますが、調査票をつくる方は大変難しいと思います。

○委員 本当に難しいと思います。男がするとか、女がするとか、そういう男女関係なく、介護を担うという意味合いを尋ねるのか、それとも男性だからとか、女性だからと

か、そういう性差の問題でどちらがやるのか、どちらのほうかという意味合いで尋ねているのか、そこを少し整理したらいいのではないかなと思うんです。今は男性介護士も随分増えましたし。昔のままでいっているから、平成26年と同じ配列だから、そのところでの……。

○委員 問16に話が戻っているので、ついでに……。今日ワーディングを確定するわけではないということなので、細か過ぎるかもしれませんが、どういう分析をしたいかという観点から調査票を見るんですよね。言葉を分けることが、それ自体として社会的に意味があったとしても、後の分析に使えないものを入れてもしょうがない。選択肢ばかり増えてしまって、かえって分かりにくくなるようなバランスを何とかしないといけない。そういう観点からすると、配偶者とパートナーは、僕の場合は一緒のほうがいいと思います。パートナーという言葉自体を入れるのはいいんですけども、配偶者・パートナーでいいのではないかと思います。分けている理念は分かるつもりなんですけれども、分けることによってどういう分析になるのか。現状把握をしたいわけですよ。現状把握の上でどういう分析になるのかなと思うと、いわゆる法律婚して、ある意味で配偶者がいる人でも、自分の配偶者をパートナーと呼びたいという人は、1ではなくて、7につけたりするわけです。配偶者とパートナーを分けているというのは、例えば同性婚は法的に認められていないけれども、同性同士でずっと暮らしていますというような人は7につけるというイメージを多分お持ちで、それはそれで大事なんですけれども、さっき言ったような問題もあるので、ある人が配偶者につけるか、パートナーにつけるかということが分かれてしまうと、この設問の趣旨からすると、あまり本質的ではないところで分かれていることになるわけです。つまり同居して一緒に生活している相手に介護してもらいたいのか、それとも息子の嫁に介護してもらいたいのかという、その差異が問題ですよ。

そうすると、配偶者なのか、パートナーなのかは、この設問の意図からすると、あまり関係がない、差異が本質的ではないんですよ。選択肢は、できることなら、なるべく少ないほうがいいですし、さっきも言いましたけれども、4、息子・娘の配偶者のように分けるべきところは分けるほうがいいので、ほかのところが増えるとする、なるべくほかはできれば減らしたほうがいいので、僕が調査票をつくるとしたら、配偶者・パートナーとしたいなと思います。ただ、それにはデメリットがある、分けておくメリットがあるのだということであれば、それはそれで理解できますので、1つの提案です。

8、友人・隣人の「隣人」は要らないのではないのでしょうか。

○部会長 どうしてですか。

○委員 友人に介護してもらうのは、都市部では考えにくくて、もしあるとしたら、友人と隣人では別の問題だと思います。隣人が友人であって、介護してもらうという重なりはあり得ますけれども、いわゆる地縁で、近所に住んでいるから何となく見てもらっているという、友人という言葉にはそんなに当てはまらないけれども、隣人に見てもらおうようなことが田舎ではあるかもしれなくて、細かいようですが、友人なのか、配偶者なのかという差異を重視するとすると、友人だけのほうがすっきりしますし、隣人と一緒にすると余計なことが入ってきてしまう。もし隣人を聞きたいという狙いがあるのであれば、別の選択肢にしたほうがいいと思います。

すみません、細かいことを言い出すと切りがなくなるんですけども。

○部会長 まず第1点、配偶者とパートナーを一緒にしていいかどうか、一緒にしたほうがいいのか、一緒にしていいのか、あるいは分けたほうがいいのかというあたりです。いかがでしょうか。委員の話では一緒にしていいのではないかという御意見でしたけれども、事実婚の場合は、パートナーと呼ぶ方とか、配偶者と呼ぶ方とか、いろいろいらっしゃるんですか。

○生活文化政策部長 もともと前回までは「息子の妻」となっていたので、こういう言い方はよくないのではないかということで、配偶者と言うと、やっぱり結婚していることになるので「パートナー」を足したんです。だから、そういう意味では、娘の配偶者兼パートナーはどうかというところもあるので。でも、パートナーを知りたいからということではなくて、選択肢として、配偶者ではない場合もあるよね、友人でもないよね、そのようなところからこうなった部分があります。

○部会長 御意見、どうでしょうか。一緒にして構わないですか。

○委員 一緒にいいと思う。

○部会長 法律上の関係ではなくて、生活上、同居している共同生活者であり、性的関係もあると思われるような方を聞きたいんだということですね。そういう方に介護をお願いしたいと思っているのかどうかということを知りたいということならば、配偶者・パートナーという言葉で、そういうタイプの関係を選択できるというので問題ないですか。

○生活文化政策部長 前の回答欄では、「その他」の家族になってしまってたんですね。もちろん孫や同居人などになってくるんだと思うんですけども、前はそういう聞き方をしていたということですね。

○部会長 息子・娘の配偶者を分けるかどうかというのは国の調査等との関係等の問題がありますが、ほかの選択肢との関係もありますので、どちらにするか、事務局に取りあえずお願いしますか。それぞれの選択肢で違っているとおかしな感じがするので、ほかのと統一した形にして。

最後、友人・隣人と一緒にしていいかという問題。確かに都市部という前提で考えた場合、隣人はたくさんいるという前提になるんです。世田谷は知りませんが、隣人が非常に少ない土地もあるわけで、——世田谷はそういうことはないよね。大体同じアパートにいっぱい住んでいるなど、隣人は非常に多いと。そうすると、介護をお願い出来る関係というのは、隣人であるだけではなくて、恐らく友人という関係が入ってくるだろう。そうであれば「隣人」は取りあえず外して「友人」だけにしたらどうか、あるいは隣人を取りたいのであれば、別にとったらどうかという御意見でした。農村部だとあるんですよ。本当に2軒しかなくて、あとはもう2キロぐらい離れているとか、仲がよかろうが、よくなかろうが、もうずっと一緒に暮らしている。だからこそ隣人ということになると思うんですけれども、都市部ではたくさんいるということが前提で、その中である人に頼むということであれば、友人的な関係であろうというふうに推測できるということですね。その辺は、皆様、いかがお考えでしょうか。これはなかなか難しい、人によっても違いますものね。

○委員 理由は違うんですけれども、実は集合住宅、区営住宅、いわゆる公営住宅のようなところは隣同士の関係であるんですね。一般のアパートなんかでもずっと古くから、もう30年も、40年も同じアパートに暮らしていると、友人とは言えないんだけど、隣人同士でというのがあります。

○部会長 確かにあるんですね。本当に近いところにいるから、様子が分かって。でも、どこかに一緒に行こうという感じではないけれども、何をしたいかは分かっているとか、そういう関係もあります。これは「友人・隣人」と並べたほうがいいのか、それとも隣人で取ったほうがいいのか、今みたいな感じはいかがですか。だったら、隣人を取るべきですか。

○委員 いや、それはもう狙いによるので。

○生活文化政策部長 別だと思います。

○委員 そういうケースがある程度以上ありそうだなと思われれば、世田谷区の特長にもよりますので。

○生活文化政策部長 ただ、今のお話の中では一緒にするレベルではないかなという気がします。友人と隣人ではちょっと性格が違うかなと思いますから、また考えます。

○部会長 分かりました。御意見、ありがとうございました。

○委員 問16でもう一点なんですけれども、息子・娘の配偶者で分けるかというところだったんですけれども、もし分けないとしたら「子どもの配偶者」のほうがいいだろうなと思っています。子どもが一定数トランスジェンダーであるということを想定したほうがいいと思っていて、息子と娘で分けるのは、娘に偏っているところを取りたいからというのはよく分かるのですが、そこは一旦のみ込んで、息子・娘の配偶者で分けないのであれば「子どもの配偶者」にしたほうが多分包摂性があるだろうなと思っています。

○部会長 「子ども」と「子どもの配偶者」という形で……。

○委員 息子、娘については分ける調査上の意図はよく分かるので、娘に負担が偏っているということは調査上言いたいし、現実はそうだと……。

○生活文化政策部長 女の人に偏るかどうかをみたいんです。

○委員 なので、そこを、いや、合わせて子どもにしてくださいというところではないです。

○部会長 そこまではいかない……。

○委員 ただ、息子・娘の配偶者で合わせるのであれば、それは「子どもの配偶者」にしたほうがいいと思います。分けるのであれば「息子の配偶者」「娘の配偶者」でいいんですけれども、合わせるのであれば子どもにしたほうがいいと思います。

○部会長 そのような御意見でしたが、今の点、いかがですか。考えてみると、なかなか悩ましいですね。

○生活文化政策部長 悩ましいです。

○委員 そうなんです。息子の配偶者だと、一般的には、息子の妻だから女の人で、娘の配偶者だと、男女で分ければ男性になるんです。そういう意味合いでは、男女でというくり方での介護の実態を見たいというのであれば分けたほうがいいし、そこがよく分からなかった。

○部会長 その点は、委員としてもしょうがないという思いはあると。でも、本当はジェンダーもその他いろいろあるんだから、その他の人の配偶者みたいな形で書けばいいんだけど、ここの選択肢ではそうもいかないですね。

○委員 分けるのであれば分ける意図は分かります。分けないのであれば、息子・娘の配

偶者ではなくて「子どもの配偶者」ほうがいいと思います。

○生活文化政策部長 今後分けていく方向だと思います。

○部会長 その辺は調査目的との関わりで……。ただ、前回調査ではどのような分析をしているかにもよるのではないかと思いますので、せっかくお金をかけるので、比較可能であるような調査をしたほうがよいかと思います。

まだ少し時間があるので、もうちょっと頑張りましょう。

○委員 L G B T Qに関する観点で気になっているところを挙げていきます。

1点目に、問35なんですけれども、「あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか」とありますが、性的マイノリティでも悩んでいない人はいますし、悩んだ結果自身は性的マイノリティではないという考えに至った人もいますので、何を聞きたい問いなのかがいつも不確かです。なので、性的マイノリティの割合を取りたいのであれば、最初の間1の「あなたの性別（性自認）は？」は3つに分けるのが事例として挙げられます。出生時の性別と性自認と性的指向に分けて聞いて、その掛けあわせによって性的マイノリティかどうなのかというところをクロス集計で見るのが性的マイノリティの割合を見たいのであれば、調査上、これまでも先行事例があるなと思います。

そうではないんだ、3つも取れないんだよという場合に、性的マイノリティですかという設問はお答えいただきづらい可能性がありますので、吟味した結果、性で悩んだことがありますかという設問になっているのであれば、現状のままでもと思いますが、より詳しく取るのであれば性別を3軸に分けるのがよいのではと思います。

なお、1つの設問で問う場合は「あなたの性別（性自認）は？」であれば、明石市は、その他以外に無回答、答えないという選択肢を入れているので、追加するほうがいいのかと思っています。

問37は、何を聞きたいのか、よく分からないなと思っていて、正しくセクシュアルマイノリティを理解しているのかという設問ですと、これまでの調査であったものとしては、例えば正誤問題を問うというのがあります。例えば日本では同性愛は精神病とされているのが正しいか、正しくないか、分からないとか、日本では戸籍上も性別を変えることができるのが正しいか、正しくないか、分からないみたいな、正誤が明らかであるものを聞いて、その理解度を問うようなことが今までの調査上ではありました。明石市の調査では、異性愛、同性愛などといった性的指向に関することで、人権上、特に問題があるというの

はどういうところだと思いますかというので、職場、学校、差別的な言葉等複数の選択肢を並べて、その中から3つ選択できるようにしています。また、同じくトランスジェンダーに関する事で、人権上、特に問題があるというのはどういうところだと思いますかともきいています。LGBTQの実態の困難に関する理解度を、見解をきく質問であれば、このききかたもいいかなと思います。

あとは、LGBTQが身近にいると認識しているかを問うのであれば、身近にいますかというふうなことを聞くこともできますし、何を聞きたい設問なのかをより明確にできるとよいと思います。「趣味・嗜好によるものだと思いますか」という設問は、LGBTQに関して正しい理解をしているかという問いなのであれば、趣味・嗜好という言葉を見て、嫌だなと思う人がいるので、違う正誤問題に代えることを検討するのがいいとは思いますが。

2点目に、問38「あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が重要だと思いますか」は、4、企業や公共施設でのハード面（トイレや更衣室等）の整備は、トイレや更衣室等のハード面の整備が必要なのは企業や公共施設だけではなく、医療とか教育も含むので、「ハード面の整備」にしたほうがよいと思います。企業での施策や行政での施策の必要性を問うのであれば、選択肢をわけたほうがよいと思います。

3点目に、【防災について】の問33なんですけれども、女性のことを聞いていただいて、すごく重要なんですけれども、性的マイノリティの観点が入っていないので、1軸、性的マイノリティに関する選択肢も入れていただくとありがたいなと思います。

4点目に、LGBTQに関する視点ではないんですけれども、【男性の生きづらさについて】で根底にある女性の生きづらさについて聞いていないなと思っていて……。

○部会長 女性の生きづらさは調査票になかったかな……。

○委員 さまざまな設問で女性の生きづらさを多角的に問う項目はあるのですが、男性の生きづらさを問う項目と比較できるような形で女性の生きづらさを問う設問はないなあと感じています。ジェンダーのことをやっていると、女性の生きづらさがあることをみんなが認識していることを前提にしてしまいがちですが、「女性は本当に生きづらいんですか？」という質問を、よくジェンダー、セクシュアリティの授業をやるといただくことがあるため「男性の生きづらさについて、あると思いますか」と対比で「女性は生きづらさがあると思いますか」と問うのは、設問を分けていただくことにはなるとは思いますけれども……。

○部会長 両方聞いてしまう。同じ形で2つ聞いてしまうという可能性はありますね。同じような感じで可能性はありますね。

○委員 そこはあまり前提にしないほうがいいかなと思いました。
一旦以上です。

○部会長 いろいろいただいたので、1つずつやっていかなければいけないと思いますが、今いただいた特に問35以降、これまでやっていた調査票を修正せず、そのままというのが経年で、問35の「悩んだことはありますか」は去年もやっていたんですね。これは何を問う質問かというのは、この質問に対する質問ですね。これはどういう質問なんですか。あなたは性的マイノリティかどうかとは聞きにくいからこれに代えたのであれば、そうではないほうがはっきりするということですね。

○委員 3軸に分けるほうがいいと思います。

○部会長 悩んでいない人もいますと。

○委員 悩んでいるけれども、性的マイノリティではない人もいるので、これは非常に難しい問いです。

○部会長 何を聞きたいんですかというところで、この質問の意味が分からないという御指摘だったと思います。事務局側はちょっと考えるということでもいいですか。

○事務局 はい。

○部会長 分かりました。

次、問37はなかなか難しいんですよ。これについては、調査をしていて、文章自体が非常に不愉快だという御指摘があったということなんですね。それでまた、こんな形でまた聞いたんですけれども、ここは修正と書いていないからこれまでどおりなのかな。

○事務局 経年ということで、そのままスライドさせているんですが、そういった御意見もありますし、ただ、一方で、単純に経年で推移を見たいというところもあり……。

○部会長 そのあたりで悩みがあるということなんですね。私たちは、政治家の発言にこの手のものが出てくるのが背景にあるのではないかと推測していますけれども、個人の趣味・嗜好に合わせてどうするとか、そんなことに予算を使えるとか、全然認識していないような発言が時々あるから、そのような認識を持っている人はどのくらいいるのかを知りたいというような文脈だったのではないかとってはいるんですけれども、そうでしたか。ちょっと确实ではないんですけれども。

○人権・男女共同参画課長 よく行政で使っているのは、差別、偏見がどのくらいあるの

かを数値的に出すときにここの設問の結果とかは使っています。

○部会長 この設問の結果を差別、偏見の存在の結果として出したいと。

○人権・男女共同参画課長 出したい……。

○委員 これはほかの自治体でも同じ項目で取られているんですか。

○人権・男女共同参画課長 ほかの自治体は分かりませんが、男女プランの後期計画の中では、ここの数値とかを拾って出したように思います。

○委員 問37に関しては、委員がおっしゃったように、少なくともこのままで載せるのはあまりよくないなと私も思います。この設問だけを取り出せば、必ずしも駄目ではないと思うんです。つまり性の在り方といったときに、1つは、2つ目の問35で一応「性のあり方」という言葉は既に出ていて、括弧の中で定義はされているんです。いわゆる性的指向と性別違和の部分を併せて性の在り方と呼んでいるのは分かるんですが、その後1つ問いが挟まっていますし、性の在り方をちゃんとその意味で捉えた上で、趣味・嗜好によるものか、よるものではないかを問うているならまだ問題、設問の意味が明確になるんですけども、多分大抵の人は2行上の定義なんかはそんなに覚えていないで答えると思うんです。そうすると、性の在り方というのはもっと漠然——性は極めて多義的ですよね。在り方も曖昧な言葉ですから、性の在り方というのは、セクシュアリティについての研究なんかをしていると、例えばサドマゾヒズムとかも入ってくるわけですよ。そういうのは趣味・嗜好でいいではないかというような文脈で捉えれば、性の在り方は個人の趣味・嗜好によるものであるという言い方も意味をなしてきたりするんですね。でも、ここで聞きたいのはそういうことではないので、この聞き方では、いかにしても、ここで聞きたい性的マイノリティに関する偏見の有無とか、正しいと言うのはあれですけども、常識的な認識を持っているかどうかは聞けないと思います。

今、部会長がおっしゃったような背景があるのはなるほどなということで、改めて大事なことだと思いましたがけれども、もろもろ考え合わせると、やはり曖昧な設問を継続してやっても、何が分かっているのかを分析するのはなかなか困難なので、委員のおっしゃるようにもっと丁寧な聞き方に思い切って変えたほうがいいのではないかと思います。

嗜好によるものである、よるものではないという文言も実は二義的だと思うんです。つまり医学的というか、生物学というか、そういう事実認識そのものを聞いているのか、本人の自由で決めていいと思うか、そうではなくて、常識を守らないといけないという規範的な意見を聞いているのかの両義性があるって、社会調査として見たときに、設問とそれに

対する選択肢の組合せが何通りにも見えてしまって、そうすると、例えば①につけた人が
どういうつもりでつけているのか、分析できないんですよ。ですので、そういうものが分
析できるようにこの言葉遣いは諦めて、組み立て直したほうがいかがかと思います。質問
したいことは非常によく分かりますので……。

○生活文化政策部長 これは単純に漠然と聞きたいんだと思います。5年前もそうなんで
すね。結果的に「性のあり方は趣味・嗜好によるものである」と答えた方が全体の61.6%
と漠然としているんですよ。

○委員 すごいですね。

○生活文化政策部長 そうなんですよ。そうではない、よるものではないという数値が
17.3%なんですよ。

○部会長 そういう感じなんですよ。

○生活文化政策部長 だから、漠然とどう捉えているのか。性的マイノリティという性の
在り方について、世の中は漠然とどう捉えているのかが知りたいわけです。

○委員 勉強になります。

○生活文化政策部長 そこが1つの根源になって、まだまだPRしていかなければいけな
いねとか、政策につながっていくということなんですね。その言葉としてはどれがいいん
だろうかということなんです。

○委員 なるほど。

○生活文化政策部長 まだまだ認知度が低いねという結果になるわけです。

○部会長 いわば漠然としているから使いやすいんですよ。

○生活文化政策部長 そうなんです。そういうことなんですよ。

○部会長 聞けばかなりの人は納得するんですよ。だから、やっぱりこんなものはやらな
くていいんだ、性は自由なんだ、個人の趣味・嗜好なんだ、政治や行政が関与するなんて
とんでもないという話で終わり、済んでしまうところがあるから、政治家はわざとそこを
使うと。

○委員 じゃ、言葉は知っているけれども、差別的な理解をしている人とか、無理解であ
る人が多いというのを取りやすい項目であるということですね。勉強になります。

○部会長 だから、ここにはまさに差別的ニュアンスがあるんですよ。あるからやりたく
ないというのは分かるんですが、だからこそ利用される発言なんですね。とても多くの人
に納得してもらおう……。

○生活文化政策部長 漠然と聞きたい。

○部会長 分けないように、考えないように、そうだよねとすつといけるという……。

○生活文化政策部長 それも多分5年前の調査で追加しているんです。

○委員 前の調査報告をお伺いしたときのことを思い出してきたんですけども、そうだと
しても、やはり分析は難しいと思います。そのことから何が言えるのかの手がかりはな
いと思います。ほかの質問とうまくクロスさせれば偏見だと言えるかもしれませんが
も……。

○部会長 偏見と言えるかどうかは微妙なところですね。だから、そうになっている。

○委員 趣味・嗜好によるものであるというのは、現在の常識的とされる知識からは外れ
ているけれども、答えた人の意図としてはリベラルな答えであったりするかもしれませ
んよね。

○部会長 リベラリズムは公私分離を基本としていますからね。

○委員 本人が、本人が決めればいいことだという意味を読み取ることもできるし、その
辺の決定打はこの設問だけでは出ないので分析できない。

○生活文化政策部長 いわゆる潜在的にどう思っているのかということ漠然と聞きたい
んですね。世の中なりにはそうではないということがあったとしても。多分そういう意図
があったのではなかろうかなと思います。

○部会長 大変難しいですね。もしやるすれば、そういう二重に取れるようないろいろな
意味があるから、こういう問題についての意見が割れるので、今以上に啓発、その他十分
な情報提供が必要だみたいな話に落とすしかないですね。

○生活文化政策部長 5年後の経過として、先ほど言った61%が減っていることが望まし
いんです。

○部会長 少しは勉強して。

○生活文化政策部長 それは経年でやるということに意味もあったりするわけです。だか
ら、その辺のデータはある程度経年でやって、経年比較したい。だけれども、トレンドは
入れていかないといけない。削るほうが難しくなってきます。経年もしなくていいのかと
なるから、どんどん増えていく中で精査していかなければいけないんですね。大変貴重な
御意見で……。

○部会長 それも大事ですけども、他方において、やはり調査される人たちに不愉快な
印象を与えるような設問はなるべく避けるべきだと思います。それは非常に重要なことで

もあるし、市民に対してやる質問である観点から、必要なあれだと思ったとしても、ちょっとねということもあり得るということもお考えいただければと思います。調査そのもので不愉快あるいは差別されたという感じを与えるとするれば、本末転倒です。

○委員 前も言ったかもしれないんですけども、趣味・嗜好によるものであるという選択肢があると、これが1つの考えとして許されるような印象を受けてしまうというのもあると思うんです。ほかにも全体的に正誤問題を聞いているものではないですものね。

○部会長 おっしゃったとおり、これは難しいな。

○委員 「趣味・嗜好」は言葉としても難しいのではないかと思います。

○部会長 これは考えどころかだと思います。

次の問38については、企業や公共施設でのハード面（トイレや更衣室等）の整備を分けたほうが良いということでも聞きたい。ハード面の整備という問題と企業や公共施設での差別の問題はまた別にあるのではないかとということで、企業や公共施設でのハード面の整備だけになっているのはおかしいということですので、そこはちょっと説明を加えていただけると……。ハード面はどこでも……。

○委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、トイレとかは企業や公共施設以外にもあるので、トイレなどのハードのことを聞くのであれば、まずそこを聞くのと、あとは企業での働き方のこともあればその企業での対応、行政の対応での困り事もあるので行政の対応というのは分けたほうが良いかなと思っています。その3つがぎゅっとなって、その回答になってしまっていたので、分けたほうが良いかなと思います。

○部会長 生きづらさについては男女ともに取る必要があるのではないかとこの話は分かってきましたが、もう1つあったのではありませんか。

○委員 【防災について】で性的マイノリティの視点を入れていただきたいなと思いました。

○部会長 それは入っていないということですね。

○委員 はい。問33です。

○部会長 L G B T Q に対する配慮が入っていない。じゃ、選択肢がないということですね。ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか。それも【防災について】に入れてくださいということでもよろしいでしょうか。

女性の生きづらさについてはいかがですか。男性の生きづらさはあるけれども、私、最近若い女性の生きづらさ調査をやったものですから。若い女性は70%ぐらいが生きづらい

と感じているようでございます。世田谷は分かりませんので、やるのもいいかな。「とても感じている」と「時々感じている」を足すと、20代から40歳ちょっとまでの人たちの7割が生きづらいと言っています。あったほうがいいですか。

○委員 女性を入れるとなると、一番最初のさっきのその他がどこに行ってしまう……。

○部会長 その他をどうするかという問題が出てくるから、それも考えると、その他の人にとというのは……。でも、ここの数値は入らないから。男性の生きづらさ、性的マイノリティの人の生きづらさに入らないかな。女性の生きづらさについてはほかにも調査があるのでいいという考え方もありますけれども——あるなら。あるなら、ここであえて問う必要はないかな。生きづらさ全般について聞いていると考えることもできるという部分についても聞いているしとか、仕事についても聞いている。男女両方、全部に聞いているんですね。これについてはどうでしょうか。特に御意見がなければお任せしますか。

○委員 女性の生きづらさで私がよく聞くのは、子ども産むのは生物学的に女性の体を持っている人となると、子どもを産む、産まないについて、あなたは産む人でしょうということで、結婚している、していないにかかわらず、それを言われることが、そこに触れられることがすごく苦しい。男の人は言われぬ。だから、そういう生きづらさ、つらさというか、言われたくないということはよく聞きます。

○部会長 また男性とは違う生きづらさですよ。私もそう思います。

○委員 社会的に子どもの出生数が出てきますけれども、これとはまた全然別のことだと思うんです。公が言っても、結局産むのは私たち、なぜあなたはそれに貢献しないのと暗に言われる生きづらさというのは、年齢を問わず、すごくよく聞きます。

○部会長 社会から問われているような、追い立てられているような感じを受けると。いろいろな世論とかテレビ番組の報道でも、今年も子どもの数が75万人になってしまったとか言っています。そういう報道に接した時の苦しさ等を知る意味で「女性の生きづらさ」についての調査は必要かどうか、その辺の御意見ですが、じゃ、ちょっとお考えただいて、ここで出ないのであれば、そういう質問票で取れるものかどうかという問題もありますから。生きづらさについて聞けば、生きづらさが調査票で出るかどうかもあるので、設問を設けるかどうかは、それによりプラスがあるかどうかの比較、メリット、デメリットの関係で決めればいいのであって、メリットがあると思えばしてもいいし、男性と女性でこんなに違いがありますみたいなものもあるかもしれませんし、ないとすれば、あえて質問する必要もないという考えもある。女性の生きづらさなんて、そんな簡単には聞

けない、こんな簡単な質問で分かるようなことではないというお考えもおありだと思いますので。

これに充てられる時間はもう過ぎているんですが、あとはいかがでしょうか。問題なのは、新しく増えている点は全部御覧いただいていますでしょうか。

○委員 項目14【多様性の尊重】が追加されているんですけども、これは一体どういう意図なんですか。あまりに……。

○事務局 こちらなんですけれども、区の基本計画を来年度から施行する関係で、その中に分野別政策がございまして、その指標としてどれだけ生活費を出せるかというところで調査したいという区の意向で入れさせていただいているところです。

○部会長 多様性という言葉の説明は入れないんですね。このまま聞いてしまうんですね。

○事務局 そうです。基本計画をつくる際にも同じ聞き方をしているので、それと合わせて聞いて、指標を出させていただきたいところです。

○委員 すごくざっくりしている設問だな。「個人の尊厳が尊重され」とか、ちょっと難しいかなとは……。

○人権・男女共同参画課長 意図としては、基本計画の中で掲げる重点政策のKPIとして「あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らしている人の割合」を高めていこうという数値目標があって、そこだけ取っていても、いろいろな要因があって、ゴールとしてはなかなか遠い話だから、何が原因でそこが進んでいないのか。いろいろな調査と絡めてクロスすることによって見えてくるところがありますので、男女共同参画の分野でいったときに、その多様性尊重では、どういう要素が進んで、どういう要素が進んでいないから、どういう結果になったというのがある程度見えてくるようになるのではないかということで、個別プランと区全体の目標との整合を見ていくために、この設問を調査の中で入れていきたいという意図です。

○部会長 幸福度みたいな、割とざっくりしたものを多様性に関連する心地よさみたいな感じの指標がほかのものとどう関連しているか、分析するときの一番大きな項目みたいなものとして扱いたい。だから、ざっくりしている——何を聞いているんだろうという気もしますけれども。

○委員 「分からない」とかいうのは入れないんですか。

○部会長 「分からない」を入れてはどうですか。「そう思わない」はあるけれども、「分

からない」を入れたら、そちらへみんな落ちてしまいますか。

○事務局 そちらばかりに行ってしまうかもしれないので。

○委員 なるほど。

○部会長 みんなそちらへ行って「分からない」に丸をつけてしまうかもしれない。

○生活文化政策部長 だから、あまり言葉を変えてしまうと、基本計画と違う解釈になってしまうので、もうストレートに書くしかないなという感じ。だから、自分がこれを見て、どうかなというお答えしかないかなという感じですよ。確かにそうなんですよね。

○部会長 突然……。

○委員 意識が高い人は意味の分かる質問かもしれないんですけども、どうなんですか。難しくないかなと思ったんですが。

○部会長 そういう意味からいえば「分からない」を入れておくほうが親切かもしれません。

○生活文化政策部長 予備質問みたいなものがあるって、ここに行けば違いますか。本庁の改正で何かあって、そういうことを進めていることを知っていますかとか、基本計画にこういうものがあるのを知っていますかみたいなことで、知っている、知らないとか、そのようなことがあれば2問目としてこれがあるとか、せめてそういう感じかな。急に聞いてくるけれどもみたいなのところがあって、予備質問が……。ちょっと工夫してみます。

○部会長 ほんの少しでも、性別とか、障害の有無とか、年齢とかにかかわらず、それぞれの個性、個人が尊重されみたいな、どのような人も取り残されずとか、よく分からないけれども、ちょっとした工夫が少しあれば、多様性というのはそんな意味なのではないのかな。だからといって、多様性とは、これこれ、こういうことを言いますという文章を書けばいいというものでもない。ちょっと違う。

○委員 これは、前のほうをお聞きになりたいんですよ。「あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら」というところを聞く……。

○生活文化政策部長 そうですね。

○委員 でも、多分、ほとんどの人は、そこを飛ばして「自分らしく安心して暮らしていると感じていますか」で「そう思う」とか「そう思わない」に行ってしまうような気がする。これは2つ入っていて……。

○部会長 それでもいいのでしょうか。自分らしく、安心して暮らしている人がどれだけいるかが大事なことなんですよ。「自分らしさ」が入っているから。

○生活文化政策部長 それはそれで、そうだったらそれでよしなんです。どちらかというと、自分らしくのほうがいいのではないですか。

○委員 「自分らしく安心して暮らせていると感じていますか」というところで……。

○生活文化政策部長 「自分らしく」とは何かという部分の前の部分。

○委員 前の部分にあるんだと思います。

○生活文化政策部長 だから「そう思う」ということは、問題ないということになるのかなと思います。

○部会長 やや難しいけれども、取りあえずよろしいですか。こういう意図で、こういう設問ができたということで、ほかに御質問ございますか。あとはジェンダー主流化と新型コロナウイルスの影響による行動変化ですね。毎回、今いただいた御意見を基に調査票について御検討いただいて、それを次回の審議会……。

○事務局 今日はお時間も限られているので、多分本当はもっといろいろな御意見を頂戴できると思うので、またメールで御質問させていただいて、いろいろ御意見を頂戴することはできませんでしょうか。

○部会長 いかがでしょうか。御意見があったらメールで……。

○生活文化政策部長 期限を区切って、この件で気づきなどありましたらメールをいただきたい。

○事務局 もうどしどしいただきたいというところ……。

○部会長 調査票を含めて、2週間程度で御意見をいただけるとと思います。

○事務局 またすぐにメールさせていただきますので。

○生活文化政策部長 では、今月いっぱい何か御意見等あればいただければと思います。こんな言葉遣いがいいのではないのかなど、そういうものも含めて頂戴できれば幸いです。

○部会長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間もございますので、協議事項(1)の審議はこれでやめさせていただいて、次に、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)は、令和5年度の苦情の申立て等の処理状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 私から説明させていただきます。では、ホチキス留めになっている資料2を御覧ください。10月26日の男女部会、また、11月8日の審議会でも御報告させていただきます。

したらぶらずで実施しました「離婚をめぐる法律・制度活用講座」の中で不適切な行為を助長するような内容があるという御意見をいただいたという案件です。それに関連しまして、審議会で御報告しました数日後、昨年11月14日に、多様性の条例の11条に基づいて苦情の申立てがありました。その報告でございます。

この苦情申立ての主訴なんですけれども、大きく2点ありまして、申立ての概要ですね。この講座により、指南どおりに財産隠しをし、恐らく受講者の相手方から法的ペナルティを課せられた受講者からの損害賠償請求、恐らく区が訴えられるなどのリスクが生じるために、区から講師に事実関係の聴取、公表を行うというのが1点。2点目が「女性限定」の離婚講座の実施を見送り、今年度まで受講した方が「不正な財産分与逃れ」を実行していないか、区による調査、公表を求めるといった内容の苦情申立てが区民からございました。

裏面でございますけれども、こちらは申立者本人にも1月25日付で通知しておりますが、その回答の概要でございます。調査等の結果としましては、まず、講座の前提としまして、相対的に担当所管が行うDV等相談業務の中で件数、実績を見ますと、女性が困難な状況に陥る事態が非常に高い。そういったところで女性のみとしている。特にDVですとか経済的搾取等に苦しむ女性の積極的参加を促すために、類似した境遇の参加者同士という安心感とともに、講座の参加に踏み切る気持ちを起こさせる受講環境を整え実施している。まず、講座の前提ということで①としてございます。

②の講師の事実確認という点で、講座内での一部不適切な行為を助長する発言があったとの御指摘を受けまして、既に講師には事実確認について聴取済みであり、講義で取り上げた事例や具体的内容は、区の公式見解ではなく、誤解を与える発言については、講師から謝罪を受けているというのが②でございます。

講師からの事実確認を受けて、この苦情申立てを受けずとも、すぐに事後対応と周知について、誤った理解があってはならないことから、講座を実施した男女共同参画センターらぶらずホームページにて、受講生から連絡をいただき、正しい内容の説明と謝罪をさせていただき、周知している。受講生かららぶらずに連絡をいただくという対応としているのは、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下に置かれている状況を十分に考慮したためであるとしています。

主訴の2つ目なんですけど、過去に受講した受講生に対しての回答というところで、④といたしまして、申立ての日より1年以上前に発生した事案。条例の逐条解説にもござい

すけれども、1年以上前に発生した事案、調査等が困難であること、また、その講座の性質上、匿名を可能としての受付をしていることと、講義内容の発言記録が存在していないこともあり、調査が困難である。そして、受講生が不正な財産分与逃れ等を実行したかどうかについて、区として調査する権限、そして受講生が回答する義務もないことで、調査等の結果を出しております。

しかしながら、多数の方から御意見をいただいていることはありますので、そこは真摯に受け止めたというところで、措置の内容としまして、次年度以降の講座運営に当たっては、性別等の区別なく、例えばオンライン上で参加者の顔が分からない環境とした講義、または、男女を区別して、それぞれのニーズや実情に即した講義を行う講座設定。加えて、講師との事前調整において講義内容等、綿密に確認し、講座の狙いや対象を分かりやすく誤解のないように広報周知を行う等、当該講座については是正を行っていくとしております。

苦情処理委員会への諮問については、調査等の結果、措置の内容を踏まえまして、区として勘案した結果、区からの受講生への対応、また、その講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当とすることになりました。

なお、本件については、苦情処理委員への諮問しない案件でございましたが、周知等は済んでおります。これが苦情申立てについての私からの説明です。

資料2の3ページ目には、苦情等の件数の推移を載せてございます。令和5年度はこのまま、苦情件数が1件という状況になっております。過去、直近であったのが令和元年度に1件あり、それから4年ぶりというか、4年間なかったんですが、今年度はこの1件がございましたといった状況でございます。

○部会長 この件については、この部会、審議会でももう何回か報告いただいていると思いますが、それについて苦情の申立てがあったということで、苦情申立て等の処理状況という形で再度御報告をさせていただきました。今の御報告につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○委員 御報告なので、特に文句ということではないですけれども、誤解を与える発言というのは、一般的に不適切な発言とか、不適切な内容とかというふうにすべきだと思うんですけれども、私の感覚では誤解をしたほうが悪い。よく誤解を与えて申し訳ありませんというのが世の中ではありますけれども、本当はおかしくて、発言自体が不適切だったら、もちろんちゃんとそれを言うべきだとは思いますが。一応言っておきます。

○部会長 誤解は誤解するほうが悪いので、それについて謝る必要はないということですね。不適切であれば不適切なことを謝るべきである。ただ、誤解するのは自由なんて言ったらいけないですけれども、誤解したい人はいろいろな形で誤解するので、誤解させてはいけないということまで全部発言者に責任をかぶせると、それは無理だということになりかねないというニュアンスが入ります。だから、これはもう報告となっているので、こちらとしては直しようがないんですが、ちょっと意味が通じにくい、誤解を与える発言に対して謝罪をするのは変な話だ、不適切な発言なら謝罪していただきたいけれどもということですね。

○委員 違法行為を助長するような発言だと判明したのであれば、自信を持って不適切な発言だと思いますが、誤解というのは、どんなにちゃんとしたことを言っても、する人はするので、それを全部謝罪しなければいけないというのはネット社会になってこっち、よくないところかもしれないですが、一応意見として申し上げただけです。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見ございますでしょうか。要するに、世田谷区のほうがリスクを負っているんだから、調査しろという話でしたけれども、そんなことはしない、権限もないということで、しないという回答をしているということでございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この件はこれで終わらせていただきます。

それでは、報告事項(2)に移らせていただきます。「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況についてのご報告をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○事務局 御報告させていただきます。それでは、資料3の「第二次男女共同プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況（進捗状況）について、いつも御報告させていただいていることでもありますけれども、御報告させていただきます。

こちらは、この間、委員の皆様、議会等からいただきました課題、意見に対して、男女プランの基本目標1から4、また、推進体制の諸課題、進捗状況をまとめた資料でございます。

それでは、資料3の1ページ目から、前回より新たに記入、追記しました太字の下線部について御報告させていただきます。まず、基本目標Iのあらゆる分野における女性活躍推進の2、取組み名称、教育分野への働きかけです。こちらは新たに10月に1回（アサーティブな関係づくり1回）、11月に2回（性的マイノリティ理解2回）、12月3回（性別に

とらわれない生き方・キャリアを目指して1回、性的マイノリティ理解1回、アサーティブ関係づくり・性的マイノリティ理解1回)、1月3回(性的マイノリティ理解3回)実施しております。

続きまして、プラン課題、2、女性活躍推進と政策・方針決定への女性の参画促進です。この取組み名称の庁内の管理監督職への昇任、意欲向上で、庁内の職員を対象に、「仕事と生活の両立」「多様な働き方、キャリアの実現」に関するワークショップを3月1日、5日に開催しまして、管理職による体験談を交えまして、そのキャリアやワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を行っております。今後も庁内で作っております庁内紙「にじいろ通信」で報告していく予定でございます。

2ページ目をおめくりいただきまして、プラン課題、3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援でございます。こちらの実施内容に関しましては、2つ目、産休・育休中の女性向け復職セミナーを「女性のための再就職準備講座」に変更しまして、12月6日、12月13日にそれぞれ実施してございます。続きまして、ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座を2月7日、14日の各週にわたり実施いたしました。

2、取組み名称、女性の就労支援にかかる情報発信で、『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を作成中でございます。こちらは今まで1枚のリーフレット状だったんですが、より見やすく、手に取ってもらえるようデザインを工夫しまして、ライフステージに応じた章立てを行いながら、分類ごとに情報を掲載し、幅広いターゲットに対して、情報発信を行っていく予定でございます。

続きまして、その下の女性の就労にかかる課題と方策の検討は、令和5年度より、特別区調査研究機構において、部会長がプロジェクトリーダーになっていただきながら、報告書をつくっていった事業です。こちらは、今まであまり焦点が当てられてこなかった若年女性にアンケートや対面インタビューをすることで、例えば無配偶で非正規の女性ですとか無職の女性たちの生きづらさがより明確に分かるような報告書になってございます。

続きまして、3ページ目です。ワーク・ライフ・バランスの着実な推進は、私どもで定期的に行っております調査で、年4回、イベント情報を区のホームページで公開し、情報発信を実施しております。こちらは次年度も実施する予定で、区民のイベント参加を引き続き呼びかけてまいります。

区内事業者への働きかけですが、11月11日に「起業ミニメッセ」というらぶらすイベントを行いまして、その中で先進事業者表彰を行いました。らぶらす事業と連携しまして表

彰式を実施することで、かなり厚みのある取組ができたかなと思っております。これにしましてパンフレットを作成しまして、各事業者の取組を広く周知し、普及啓発を実施しました。受賞者の企業の皆さんにもそのインセンティブということで、職員の採用とか、そういった点でも役立てていただきたいなと思っております。

続きまして、4ページ目でございますが、配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実で、区内中学校2年生へ「デートDVチラシ（カード付）」を約7200部配布しております。その他、関係機関等へ「DV防止カード」「啓発ポスター」等を約4100枚配布しております。

下に行きまして、発災時のDV被害者支援の体制強化で、関係所管と連携・協力し、課題の整理と体制強化に向けて取り組んでまいります。

取組み名称、加害者更生プログラムも昨今名前を聞くようになりましたけれども、効果的な実施方法ですとか、被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検討してまいります。

続きまして、5ページ目は、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実ということで、1から5まで申し上げますけれども、条例の制定等もございますが、引き続き世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会の中で包括的に検討していく方向で今後取り組んでいく予定でございます。

性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供もこの中で検討していくという状況です。

続きまして、下の暴力を容認しない意識づくりは、その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動を取ることで、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組をしていきたいと思っております。ただ、適切なトレーニングや理解を持たずに介入し過ぎることで、さらなる混乱を招くこともありますので、そのあたりは、実効性があるのか、丁寧に検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、6ページ目です。性差に応じたところと身体健康支援というところで、かねてから作成、計画をしていました小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中でございます。こちらは特別支援学級を含めた、約2万人の生徒さんに対して配布を行う予定で進めております。

プラン課題、12、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援も、そのリーフレッ

トを活用しながら、教育分野への働きかけ、また、区内事業者への働きかけを進めてまいります。

庁内におけるLGBTQ理解促進は、令和5年12月1日、職員向け性的マイノリティ理解促進研修を実施してございます。

続きまして、区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組でございます。こちらは、今後の取組みの新しいところとしまして、事業者向け行動指針策定後、委託契約の契約書に特記事項として、条例第7条の遵守と行動指針に協力いただく旨を加える。実施内容としましては、昨年度も行ったんですけれども、今年2月に受託事業者アンケート調査を行ってございます。前年度は41事業者のうち、2事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、7事業者がSOGIハラスメント禁止の規定の整備をしていたんですけれども、今年度は、調査をしたところ、44事業者のうち4事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、18事業者がSOGIハラスメントの禁止の規定を整備しているという状況で、一定の進展が見られるのではないかと考えております。

続きまして、7ページでございます。男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充ということで、今年度の夏休みに研修室を自習室として開放しまして、9月もその自習室は引き続き開放しております。今日も自習室の生徒さん、たくさんいらっしゃっていましたが、常時、10名程度が利用されており、休日やテスト期間には、20～30名程度の利用も見受けられています。研修室だけでなく、3階活動コーナー等、受付の部屋も相乗的な利用率の向上が見受けられる傾向にあるところでございます。

続きまして、その下の段になりますが、区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進で、区民企画協働事業としまして、様々な視点を取り入れた4事業を選定して、10月から2月にかけて、4事業を実施してございます。その事業は以下①から④の事業者が実施してございます。

3、地域ネットワーク構築については、委員を選定しまして、10月10日に第1回、12月22日に第2回、2月27日に第3回を運営協議会という形で、地域のステークホルダーの方をお呼びしながら、らぶらすのよりよい居場所づくりですとか、そういった観点で協議をし、実現させていく取組を開催しております。

7ページ、一番下は、冒頭の区民意識・実態調査でもちょっとありましたけれども、ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を

検討する。そういった視点を区政全般におけるジェンダーの視点に位置づけて、今後、ジェンダー主流化について庁内に依頼していきたいと思っております。

最後のページになりますけれども、推進体制の整備・強化、2の取組み名称、地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築では、地域のステークホルダーを中心に地域懇談会（意見交換の場）を実施しました。こちらは初めての取組でございまして、2月4日に世田谷版男女共同参画タウンミーティングを開催しまして、61名の方に参加いただきました。「身近な『ジェンダーあるある』を語ろう！」というような内容で、楽しみながら、お菓子も食べながらといった環境の中でワークショップを実施しまして、萩原なつ子先生の講演、司会の下、大盛況な事業になったと自負しております。

4、若年女性の居場所づくりということで、令和6年度、らぷらすにて若年女性カフェを開催予定でございます。

私からは以上になります。

○部会長 ただいまの御報告につきまして、質問とか御意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。非常に多岐にわたる御報告だったと思えますけれども、ここはどうかというようなことがございましたらお願いいたします。

そうしたら1点、2ページの1、取組み名称、女性への就労支援の実施内容の「以下の授業を実施した。〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・非正規シングル女性の生き方と仕事を考える講座→実施なし」となっています。ほかのは皆さん実施しているんですけども、実施なしとなった理由などありましたら。対象者が少ないとか、あるいはこういう形で行うべきではない議題があった等、ありましたらどうでしょうか。特になければ別にいいんですが、たまたまそうだとということなのか、見直しなのか。

○事務局 ほかの講座の代替というところで……。

○部会長 ほかの講座で代替したんですか。どの講座で代替したというか、「女性のための再就職準備講座」とか……。

○男女共同参画センター館長 女性の就労支援の中で何講座やるという枠がありまして、その枠を全て超えてしまいましたので、この講座はまた次回、機会があればということになりました。

○部会長 分かりました。ほかのことで代替できると。ちょっと付け加えると、この下のほうにある、先ほどちょっと言及がありました調査では、配偶者なしで非正規とか、配偶者なしで無職という方の精神的なストレスとか、生きづらさというのがかなり高いんです

よ。もう圧倒的に高いと言ったほうがいいのかも。驚くほど高いので、こういう方をカテゴライズするのはよくないことだと思うんですけども、調査すると、何ていうか、非常に苦しい思いを抱えている方が多いことが分かりましたので、ぜひそういう視点でそういう方々に届くような講座をお願いしたいと思います。

○男女共同参画センター館長 来年度、若年女性カフェをいたしますので、それに向けて、どういう方たちに、どんなものが必要なのかということはまた検討させていただいて、進めていきたいと思っておりますので、またいろいろ教えてください。よろしくお願いいたします。

○部会長 報告書も出ますので、読んでください。

あとはいかがでしょうか。ご質問等、特にないですか。

なければ、これで本日の次第は全て終了いたしましたので、事務局にお返しさせていただきます。

○人権・男女共同参画課長 皆さん、本当にありがとうございました。

今日の部会をもちまして、今期の審議会、部会は最後となります。2年間、本当にどうもありがとうございました。お世話になりました。

今後の予定なんですけれども、3月15日から来期の委員公募を実施する予定です。公募委員ということで、今は2名入っていただいておりますが、新たな委員構成でまた6月から第1回の審議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第3回世田谷区男女共同参画推進部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後7時48分閉会